

鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会設置要綱

平成 18 年 11 月 1 日 訓令第 37 号

改正 平成 25 年 9 月 30 日 訓令第 16 号

改正 平成 30 年 6 月 20 日 訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 高齢者及び障害者の人権擁護及び福祉の増進に向けて、高齢者及び障害者の虐待防止等に関する支援を協議するとともに、関係機関との連携強化を図りながら、地域における高齢者等の安心した生活の確保に資することを目的として、鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 早期発見及び対応策に関すること。
- (2) 関係機関の連携強化に関すること。
- (3) 高齢者虐待防止等に関すること。
- (4) 障害者虐待防止等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、保健・医療・福祉の各分野、関係専門機関等を中心に、20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、一部の委員及び関係者による会議を開催することができる。

(秘密の保持)

第 7 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。